

「ヒスビタリナを所とす」
「高きをみたりすべし」

その知識が開業後に役立つこともある
でしよう」

なお、開業資金の準備において親族
からの援助を受ける開業医も多いが、
親族金以上の親から20歳以上の子である
指定相続人への贈与に関しては、20
0万円まで非課税となる「相続時精
算課税」の利用も検討したい。ちなみ
に、税金を越える部分は20%の贈与
税が課税される。

一方、親族から資金を借入れる場合
は別の点に注意。

「親族間といつても、ある時払いの催
進なし、は適用しません。正式に借入
つけないければ贈与税の対象と見なされ
るため、税理士など専門家によく相談
したほうがいいでしょう」